

令和5年度佐賀県教育委員会免許法認定講習実施要項

佐賀県教育委員会

1 目的

本講習は教育職員免許法及び同法施行規則の規定に基づき、小学校教諭一・二種、中学校教諭一・二種、高等学校教諭一種、養護教諭一種、栄養教諭一・二種及び特別支援学校教諭一種・二種免許状を取得させ、現職教員の資質の向上を図る。

2 主催

佐賀県教育委員会

3 指導大学

佐賀大学

4 開設講座及び日程等

別添「令和5年度佐賀県教育委員会免許法認定講習講座一覧表」のとおり

5 会場

佐賀大学 本庄キャンパス（佐賀市本庄町1番地）

西九州大学 健康支援センター（佐賀市水ヶ江1丁目12-10）

佐賀市東与賀農村環境改善センター（佐賀市東与賀町大字田中425）

6 受講対象者

- (1) 小学校、中学校及び特別支援学校に勤務する教員で、小学校教諭、中学校教諭の二種免許状を有し、一種免許状取得に必要な単位を修得しようとする者
 - (2) 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に勤務する教員で、現に勤務する校種と隣接する校種の免許状取得に必要な単位を修得しようとする者
 - (3) 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に勤務する養護教諭で、養護教諭二種免許状を有し、一種免許状取得に必要な単位を修得しようとする者
 - (4) 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に勤務する栄養教諭及び学校栄養職員で、栄養教諭二種免許状を有し、一種免許状取得に必要な単位を修得しようとする者
 - (5) 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に勤務する学校栄養職員で、栄養教諭二種免許状又は同一種免許状取得に必要な単位を修得しようとする者
 - (6) 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に勤務する教員で、特別支援学校教諭二種免許状又は同一種免許状取得に必要な単位を修得しようとする者
 - (7) 高等学校及び特別支援学校に勤務する実習助手等で、高等学校教諭一種免許状取得に必要な単位を修得しようとする者
- ※ 講師等で受講対象となるのは、臨時的任用職員で受講申込み時から講習受講時までの間任用されている者。

7 経費

受講料は徴収しません。ただし、資料代（テキスト）等が必要な場合は受講者負担とします。

8 受講申込み方法

- (1) 受講希望者は、様式2（個票）に必要事項を記入して、学校長へ提出してください。
- (2) 学校長は、様式1（集計表）に必要事項を記入して、受講希望者から提出された様式2（個票）を添付し、次の通り紙媒体にて提出してください。

ア 佐賀県内の市町立小・中・義務教育学校の場合

所轄市町教育委員会へ提出 7月4日（火）必着

イ 佐賀県内の県立学校、佐賀大学附属学校及び私立学校の場合

佐賀県教育委員会事務局教職員課へ提出 7月4日（火）必着

ウ 県外の学校の場合（郵送）

佐賀県教育委員会事務局教職員課へ提出 7月4日（火）必着

送付先：〒840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1-59

佐賀県教育委員会事務局教職員課小中人事担当

必ず学校長が送付してください。（個人の申込みは受け付けません）

※県外の学校から申込みの場合は、返信用封筒を同封すること。

ただし、県内であっても、佐賀大学附属学校および私立学校は返信用封筒を同封すること。（県内の公立学校からは不要。）

・角2型封筒。

・140円切手を貼付してください。

・宛て名は学校長として、郵便番号、住所を記載してください。

(3) 留意事項

- ・小学校・中学校・高等学校・栄養教諭免許取得希望者は3講座、養護教諭免許取得希望者は4講座まで、特別支援学校教諭免許希望者は4講座まで申込みができます。
- ・今後、講師の指示によっては、準備していただくテキスト等の資料が増える可能性があることを考慮の上申込みを行ってください。

※ただし、開設講座番号「③と⑤」は同日開催のため、両方を申し込むことはできません。

9 単位の認定

- (1) 各講座とも当該単位の課程として認められた授業時間数について、その5分の1以上の欠席、遅刻、早退等があれば、単位認定の対象になりません。また、台風等により講習を中止した場合も単位認定の対象になりません。
- (2) 試験結果によって各講師の判定結果、合格と認定され、かつ、(1)を満たす授業時間数以上の出席があった者に単位の認定を行います。

10 受講決定の通知

受講決定の通知書は、7月中旬～下旬に学校長に対して送付する予定です。

※7月25日(火)までに通知書が届かない場合は、教職員課小中人事担当へ電話にて確認すること。

- (1) 佐賀県内市町立小・中・義務教育学校の受講希望者には、市町教育委員会を經由して学校長に送付します。
- (2) 佐賀県内の県立学校、佐賀大学附属学校、私立学校及び県外の学校の受講希望者には、直接学校長に送付します。
- (3) 各講座とも、県内の受講希望者及び取得しようとする免許状に相当する校種の学校に勤務する者を優先します。また、定員を上回る申込があった場合は、受講希望者の修得単位等を考慮し決定します。

11 その他

- (1) 受講許可の通知後に受講の取消がないよう、学校行事等に留意して申込みを行ってください。

なお、やむを得ない事情で受講できなくなった場合は、速やかに学校長に申し出てください。学校長は、別紙3「欠席届」を受講申込みと同じ経路方法で県教職員課へ提出してください。

- (2) 駐車場について

【会場：佐賀大学（本庄キャンパス）】

佐賀大学構内の駐車場をご利用ください。

※駐車時間に関わらず、入構1回につき、200円の駐車料金が発生します。

【会場：西九州大学健康支援センター】

健康支援センター敷地内の駐車場をご利用ください。

【会場：佐賀市東与賀農村環境改善センター】

駐車場については、受講決定の際に連絡をします。

- (3) 通知書、単位修得証明書等への氏名の記載はJIS第1水準、第2水準漢字で行います。それ以外の外字については相当する漢字で記載します。

(4)施設内は全面禁煙です。

(5)ゴミは、施設内のゴミ箱は使用せず、各自で持ち帰るようお願いします。

※ 取得した個人情報については、令和5年度教育委員会免許法認定講習のみ使用し、それ以外には使用しません。

【問い合わせ先】

〒840-8570

佐賀市城内一丁目1-59

佐賀県教育委員会事務局教職員課小中人事担当（担当：富崎）

電話 0952-25-7212

FAX 0952-25-7319